

第十回国会 衆議院

運輸委員会水産委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

運輸委員会

委員長 前田 郁君

理事 大澤嘉平治君 理事 岡田 五郎君

理事 坪内 八郎君

岡村利右衛門君

滿尾 君亮君

川島 金次君

江崎 一治君

水産委員会

委員長 富永格五郎君

理事 鈴木 善幸君

小高 嘉郎君

出席政府委員

農林事務官 山本 豊君

(水産庁次長)

海上保安官 松平 直一君

専任検査部長

委員外の出席者

運輸委員会 岩村 勝君

専門員 堀 正威君

水産委員会 杉浦 保吉君

専門員 徳久 三種君

水産委員会 徳久 三種君

本日の会議に付した事件

船舶職員法案(内閣提出第一一六号)

(予)

○前田委員長 これより運輸委員会水産委員会連合審査会を開会いたします。

運輸委員長であります私が、本書查会の委員長の職務を行います。本日の議題は船舶職員法案であります。

船舶職員法案

船舶職員法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 海技従事者の免許及び海技従事者国家試験(第四條—第十六條)

第三章 船舶職員(第十七條—第二十三條)

第四章 雑則(第二十四條—第二十九條)

第五章 罰則(第三十條—第三十三條)

附則

第一章 総則

第一條 この法律は、船舶職員として船舶に乗り組まずべき者の資格を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「船舶」とは、日本船舶(船舶法明治三十二年法律第四十六号)第一條に規定する日本船舶をいう。以下同じ。

第三條 この法律は、船舶所有者が船舶に乗り組まずべき者の資格を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

(目的)

第一條 この法律は、船舶職員として船舶に乗り組まずべき者の資格を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

第二條 この法律において「船舶」とは、日本船舶(船舶法明治三十二年法律第四十六号)第一條に規定する日本船舶をいう。以下同じ。

第三條 この法律は、船舶所有者が船舶に乗り組まずべき者の資格を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

第四條 船舶職員にあらうとする者は、海技従事者の免許を受けなければならない。

第五條 前項の海技従事者の免許は、海上保安庁長官が行う海技従事者国家試験(以下「試験」という。)に合格した者について行う。

第六條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えない。

一 小型船舶操縦士の資格についての免許にあつては十八歳に満たない者、小型船舶操縦士以外の資格についての免許にあつては二十歳に満たない者

二 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第四條第二項の裁決により海技従事者の免許を取り消された者

三 第十條の規定により免許を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

(登録及び海技免状)

第七條 海上保安庁長官は、免許を與えたときは、海技従事者免許原簿に登録し、且つ、海技免状を交付しなければならない。

第八條 海技従事者免許原簿は、海上保安庁に備える。

(免許の有効期間)

第九條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。但し、海技従事者が、免許の有効期間の満了の際本邦以外の地にある場合その他運輸省令で定める場合には、その者の有する免許は、有効期間満了後も、一年以内において運輸省令で定める期間、なお、その効力を有する。

第十條 甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士の資格についての免許は、前項の有効期間中

を航行する日本船舶以外の船舶であつて、左の各号に掲げる船舶以外のものをいう。

一 総トン数五トン未満の船舶

二 ろかい又は主としてろかいのみをもつて運航する舟

三 日本船舶を所有することができない者に貸し付けた日本船舶

その他運輸省令で定める船舶

この法律において「船舶職員」とは、船舶に乗り組まずべき者の資格を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

この法律において「海技従事者」とは、第四條の規定による免許を受けた者をいう。

この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。

であつても、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四十一條の規定による無線従事者の免許が効力を失つたときは、その効力を失ふ。

(免許の更新)

第九條 海技従事者は、海上保安庁長官に対し、同一の資格について免許の更新を申請することができ

る。

2 海上保安庁長官は、前項の申請があつた場合には、運輸省令で定めるところにより、免許の更新のために必要な範囲において試験を行う。

3 前條第一項の規定は、免許の更新に準用する。

(免許の取消等)

第十條 海上保安庁長官は、海技従事者か左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができ、但し、これらの事由によつて海難審判法第二條の海難が発生したときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
二 船舶職員として職務を行うに當り、非行があつたとき。

(聴聞)

第十一條 海上保安庁長官は、前條の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合においては、海上保安庁長官は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする事由並

びに聴聞の期日及び場所を期日の十五日前までに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者若しくはその代理人又は利害關係人は、当該事案について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

(試験の実施)

第十二條 試験は、海上保安庁長官が第五條第一項に掲げる資格別に行う。

(試験の内容)

第十三條 試験は、船舶職員として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行う。

2 試験は、身体検査及び学術試験とする。

(受験資格)

第十四條 試験は、第五條第一項に掲げる資格別に、運輸省令で定める乗船履歴を有する者でなければ、受けることができない。

2 外国政府の授與した船舶の運航又は機関の運轉に関する資格證書を有する者であつて、海上保安庁長官の承認を受けた者は、前項の規定にかかわらず、海上保安庁長官が相当と認める資格について試験を受けることができる。

3 甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士の資格についての試験は、第一項の規定による外、運輸省令で定める電波法第四十條の資格について同法第四十一條の免許を受けた者でなければ、受けることができない。

(不正受験者の処分)

第十五條 試験に關して不正の行為があつたときは、海上保安庁長官は、当該不正行為に關係ある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とすることができ、この場合において、その者について二年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。

(命令への委任)

第十六條 この法律に定めるものの外、免許の申請、登録、海技免状の様式、交付、再交付、提出及び返納その他の免許に關する実施細目並びに試験科目、受験手續、身体検査の合格標準その他の試験に關する実施細目は、運輸省令で定める。

第三章 船舶職員

(船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格)

第十七條 船舶所有者は、別表第一の船舶の欄に掲げる船舶には、同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格の海技従事者を乗り組ませなければならぬ。但し、無線電信の施設を有しない船舶にあつては、一等船舶通信士、二等船舶通信士又は三等船舶通信士の職務を行う者を乗り組ませることを要しない。

2 前項の資格の上級及び下級の別は、別表第二による。

第十八條 前條の規定は、左の各号に掲げる場合以外は、適用しない。
一 外国（本邦以外の地をいう。以下同じ。）において所有権を取得し、又は借り入れた船舶を、

外国の港から本邦の港まで回航するとき。

二 外国の各港間を航行する船舶が、船舶職員に欠員を生じ、その補充が困難であるとき。

三 本邦の港と外国の港との間を航行する船舶が、本邦外で船舶職員に欠員を生じ、本邦の港まで航行するとき。

四 前二号に定める場合を除く外、船舶が、航行中に船舶職員に欠員を生じ、その補充が困難であるとき。

第十九條 船舶所有者は、船舶が左の各号の事由に該当する場合において、海上保安庁長官の承認を受けたときは、第十七條の規定にかかわらず、その指定する資格の海技従事者その指定する職の船舶職員として船舶に乗り組ませることをもつて足りる。

一 他の船舶にひかれて航行する場合
二 入き、修繕その他の事由により航行の用に供しない場合
三 特殊の構造又は装置を有する場合

(海技従事者になれることができる船舶職員)

第二十條 別表第一の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格の海技従事者でなければ、同表の船舶の欄に掲げる船舶の同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員の業務を行つてはならない。

2 第十七條第二項の規定は、前項の資格の上級及び下級の別に準用する。

第二十一條 船舶所有者が第十九條

の規定により海上保安庁長官の承認を受けた場合には、その指定する資格の海技従事者は、前條の規定にかかわらず、当該船舶においてその指定する職の船舶職員の業務を行つてもよい。

(海技免状の携行)

第二十二條 海技従事者は、船舶職員の業務を行う場合には、船内に海技免状を備え置かなければならない。

(船舶職員の名簿の揭示)

第二十三條 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶については、その船舶職員の名簿を、船内の見易い場所に掲示しておかなければならない。

第四章 雜則

(海技免状の讓渡等の禁止)

第二十四條 海技従事者は、その受有する海技免状を他人に讓渡し、又は貸與してはならない。

(訴願)

第二十五條 この法律又はこの法律に基く命令により海上保安庁長官がした処分不服のある者は、運輸大臣に訴願をすることができ

(手数料)

第二十六條 試験を受ける者、海技免状の再交付を申請する者又は小型船舶操縦士の資格についての免許を申請する者は、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、試験を受ける者については五百円、海技免状の再交付を申請する者については三百円、小型船舶操縦士の資格についての免許を申請する者につ

いては百円をこえない範囲内で政令で定める。

(事務の委任)

第二十七條 海技従事者の免許及び試験に関する事務であつて小型船舶操縦士の資格に係るものは、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(外国における事務)

第二十八條 第十九條の事務その他運輸省令で定める事務は、外国においては、領事官が行う。

(命令の制定)

第二十九條 運輸大臣は、この法律に基く命令を制定しようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。

第五章 罰則

(罰則)

第三十條 第十七條第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十條第一項の規定に違反した者
- 二 第十條又は海難審判法第五條の規定による業務の停止の処分違反して船舶職員の業務を行つた者

た者は、五千円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため當該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。
- 2 第十七條第一項及び第二十條第一項の規定の適用については、昭和二十九年九月一日以降は、これらの規定中「別表第一」とあるのは、「別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七」と読み替へるものとする。

(船舶職員法の廃止)

3 船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(他の法律の改正)

- 4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
- 5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 6 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
- 7 海難審判法の一部を次のように改正する。
- 8 この法律施行の際、現に旧法第三條に定める種類の海技免状(船舶職員法中改正法律(昭和十九年法律第五号)附別第三項の規定に基いて旧法による海技免状に代用できるものを含む。以下「旧免状」という。)を有する者は、この法律施行の日において、旧免状の種類と同一の名称の資格につきこの法律に基き免許を受けた者となし、これらの者についての旧法による海技免状原簿に対する登録は、この法律に基く海技従事者免許原簿に対する登録とみなし、且つ、

12 この法律施行前に旧海員懲戒法(明治二十五年法律第六十九号)又は海難審判法の規定によつてした海技免状の行使の禁止又は停止の処分は、それぞれ海難審判法の改正規定によつてした海技従事者の免許の取消又は業務の停止の処分とみなす。この場合において、停止の期間は、なお、従前の例による。

11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後も、なお、従前の例による。

10 海上保安庁長官は、この法律施行の際、現に船舶の運輸、機関の運転又は無線電信による通信に関する学術を教授する学校に在学している者がその学校を卒業後初めて試験を受ける場合には、運輸省令で定めるところにより、学術試験を免除することができる。

9 海上保安庁長官は、前項の規定により丙種航海士又は丙種機関士の資格について免許を受けた者とみなされた者であつて、昭和二十九年八月三十一日までの運輸省令で定める乗船履歴を有するものに對しては、その者の申請により、試験を行わないで、丙種船長又は丙種機関長の資格についての免許を與へることができる。

8 この法律施行の際、現に旧法第三條に定める種類の海技免状(船舶職員法中改正法律(昭和十九年法律第五号)附別第三項の規定に基いて旧法による海技免状に代用できるものを含む。以下「旧免状」という。)を有する者は、この法律施行の日において、旧免状の種類と同一の名称の資格につきこの法律に基き免許を受けた者となし、これらの者についての旧法による海技免状原簿に対する登録は、この法律に基く海技従事者免許原簿に対する登録とみなし、且つ、

7 海難審判法の一部を次のように改正する。

6 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

3 船舶職員法(昭和二十六年法律第 号)の規定による海技従事者の免許を取り消され、又は船長の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられた者

2 第十七條第一項及び第二十條第一項の規定の適用については、昭和二十九年九月一日以降は、これらの規定中「別表第一」とあるのは、「別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七」と読み替へるものとする。

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。
- 2 第十七條第一項及び第二十條第一項の規定の適用については、昭和二十九年九月一日以降は、これらの規定中「別表第一」とあるのは、「別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七」と読み替へるものとする。
- 3 船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号。以下「旧法」という。)は、廃止する。
- 4 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
- 5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 6 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
- 7 海難審判法の一部を次のように改正する。
- 8 この法律施行の際、現に旧法第三條に定める種類の海技免状(船舶職員法中改正法律(昭和十九年法律第五号)附別第三項の規定に基いて旧法による海技免状に代用できるものを含む。以下「旧免状」という。)を有する者は、この法律施行の日において、旧免状の種類と同一の名称の資格につきこの法律に基き免許を受けた者となし、これらの者についての旧法による海技免状原簿に対する登録は、この法律に基く海技従事者免許原簿に対する登録とみなし、且つ、
- 9 海上保安庁長官は、前項の規定により丙種航海士又は丙種機関士の資格について免許を受けた者とみなされた者であつて、昭和二十九年八月三十一日までの運輸省令で定める乗船履歴を有するものに對しては、その者の申請により、試験を行わないで、丙種船長又は丙種機関長の資格についての免許を與へることができる。
- 10 海上保安庁長官は、この法律施行の際、現に船舶の運輸、機関の運転又は無線電信による通信に関する学術を教授する学校に在学している者がその学校を卒業後初めて試験を受ける場合には、運輸省令で定めるところにより、学術試験を免除することができる。
- 11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後も、なお、従前の例による。
- 12 この法律施行前に旧海員懲戒法(明治二十五年法律第六十九号)又は海難審判法の規定によつてした海技免状の行使の禁止又は停止の処分は、それぞれ海難審判法の改正規定によつてした海技従事者の免許の取消又は業務の停止の処分とみなす。この場合において、停止の期間は、なお、従前の例による。

別表第一		船		船	
船	船舶職員	船	船舶職員	資格	格
総トン数二百ト未満のもの	船長	船	船舶職員	丙種航海士	丙種航海士
	機関長			丙種機関士	丙種機関士
総トン数五百ト未満のもの	船長	船	船舶職員	乙種二等航海士	乙種二等航海士
	機関長			乙種一等航海士	乙種一等航海士
総トン数七百ト未満のもの	船長	船	船舶職員	乙種二等航海士	乙種二等航海士
	機関長			乙種二等機関士	乙種二等機関士

平水区域を航行区域とする汽船

		沿海区域を航行区域とする船舶又は第一種の従業制限を有する漁船(総トン数二百トン未満の帆船及び漁船を除く。)											
総トン数二百トン未満のもの		総トン数千トン以上のもの		総トン数千トン未満のもの		総トン数五百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの		総トン数千トン以上のもの		総トン数二百トン未満のもの	
機関長	船長	一等船舶通信士	一等機関士	機関長	一等航海士	船長	一等船舶通信士	一等機関士	機関長	一等航海士	船長	機関長	船長
丙種機関士	丙種航海士	乙種船舶通信士	乙種二等機関士	乙種機関長	乙種二等航海士	乙種船舶長	乙種船舶通信士	丙種機関士	乙種一等機関士	丙種航海士	乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種一等航海士
総トン数千トン未満のもの		総トン数千トン以上のもの		総トン数千トン未満のもの		総トン数五百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの		総トン数三百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの	
船長	一等船舶通信士	二等機関士	機関長	一等機関士	船長	一等航海士	機関長	一等船舶通信士	一等機関士	機関長	一等航海士	船長	機関長
乙種船長	乙種船舶通信士	丙種機関士	乙種一等機関士	乙種機関長	乙種一等航海士	乙種航海士	乙種船舶通信士	丙種機関士	乙種二等機関士	乙種航海士	乙種二等航海士	乙種二等航海士	丙種船舶通信士

近海区域第一区、近海区域第二区、若しくは近海区域第三区を航行区域とする船舶又は第二種若しくは第三種の従業制限を有する漁船で第三区域内において従業するもの（総トン数二百トン未満の帆船及び漁船を除く。）

総トン数五千トン未満のもの										総トン数三千トン未満のもの									
船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	二等船舶通信士	三等船舶通信士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	二等船舶通信士	三等船舶通信士
甲種船長	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	甲種機関長	乙種一等機関士	乙種二等機関士	乙種一等機関士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	甲種船長	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種機関長	乙種一等機関士	乙種二等機関士	乙種一等機関士	乙種一等航海士	乙種二等航海士

総トン数二千トン未満のもの										総トン数五百トン未満のもの										総トン数二百トン未満のもの									
船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	二等船舶通信士	三等船舶通信士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	二等船舶通信士	三等船舶通信士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	二等船舶通信士	三等船舶通信士
甲種船長	甲種一等航海士	甲種二等航海士	甲種一等航海士	甲種機関長	甲種一等機関士	甲種二等機関士	甲種一等機関士	甲種一等航海士	甲種二等航海士	甲種船長	甲種一等航海士	甲種二等航海士	甲種一等航海士	甲種機関長	甲種一等機関士	甲種二等機関士	甲種一等機関士	甲種一等航海士	甲種二等航海士	甲種船長	甲種一等航海士	甲種二等航海士	甲種一等航海士	甲種機関長	甲種一等機関士	甲種二等機関士	甲種一等機関士	甲種一等航海士	

遠洋区域を航行区域とする船舶又は第二種若しくは第三種の従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するもの

総トン数一万ト ン未満のもの					総トン数一万ト ン以上のもの				
二等機関士	甲種二等機関士	三等機関士	甲種二等機関士	一等船舶通信士	甲種一等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士
船長	甲種船長	機関長	甲種機関長	一等航海士	甲種一等航海士	二等航海士	甲種二等航海士	三等航海士	甲種二等航海士
一等航海士	甲種一等航海士	二等航海士	甲種二等航海士	三等航海士	甲種二等航海士	機関長	甲種機関長	一等船舶通信士	甲種一等航海士
二等航海士	甲種二等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士	二等機関士	甲種二等機関士	一等船舶通信士	甲種一等航海士
三等航海士	甲種二等航海士	船長	甲種船長	一等船舶通信士	甲種一等航海士	三等機関士	甲種三等機関士	二等船舶通信士	甲種二等航海士
機関長	甲種機関長	二等船舶通信士	甲種二等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士	二等機関士	甲種二等機関士	三等船舶通信士	甲種二等航海士
一等機関士	甲種一等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士	一等機関士	甲種一等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士
二等機関士	甲種二等航海士	船長	甲種船長	二等船舶通信士	甲種二等航海士	二等機関士	甲種二等機関士	三等船舶通信士	甲種二等航海士
三等機関士	甲種三等機関士	機関長	甲種機関長	一等船舶通信士	甲種一等航海士	三等機関士	甲種三等機関士	二等船舶通信士	甲種二等航海士
一等船舶通信士	甲種一等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士	一等船舶通信士	甲種一等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士
二等船舶通信士	甲種二等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士
三等船舶通信士	甲種二等航海士	船長	甲種船長	一等船舶通信士	甲種一等航海士	三等船舶通信士	甲種二等航海士	二等船舶通信士	甲種二等航海士

別表第二

上級	下級
甲種船長	甲種一等航海士
甲種一等航海士	乙種船長
甲種二等航海士	甲種二等航海士
乙種船長	乙種一等航海士
乙種一等航海士	乙種二等航海士
乙種二等航海士	丙種船長
丙種船長	丙種航海士
丙種航海士	小型船舶操縦士
甲種機関長	甲種一等機関士
甲種一等機関士	乙種機関長
乙種機関長	甲種二等機関士
乙種一等機関士	乙種一等機関士
乙種二等機関士	乙種二等機関士
丙種機関長	丙種機関士
丙種機関士	乙種船舶通信士
乙種船舶通信士	丙種船舶通信士
乙種船舶通信士	

備考
乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

別表第三
漁船以外の船舶の場合

船	船	船舶職員	資格
総トン数二十トン未満の帆船又は平水区域を航行区域とする帆船であつて漁船以外のもの(四十馬力以上の推進機関を有しないものに限る)	船長	小型船舶操縦士	
総トン数二十トン未満の帆船又は平水区域を航行区域とする帆船であつて漁船以外のもの(四十馬力以上の推進機関を有するものに限る)	船長 機関長	小型船舶操縦士 丙種機関士	

平水区域を航行区域とする汽船

総トン数千トン未満のもの		総トン数千トン以上のもの		総トン数五百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの	
船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長
乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種二等航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士
乙種二等航海士	乙種二等機関士	乙種二等航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士
乙種二等航海士	乙種二等機関士	乙種二等航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士	丙種航海士	丙種機関士

沿海区域を航行区域とする船舶

総トン数五百トン未満のもの		総トン数千トン未満のもの		総トン数千トン以上のもの		総トン数五百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの		総トン数二百トン未満のもの	
船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長
丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士
丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士
丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士	丙種航海士	乙種二等機関士

近海区域第一区を航行区域とする船舶

総トン数五千ト ン未満のもの	船長	甲種船長
	一等航海士	甲種一等航海士
	二等航海士	甲種二等航海士
	三等航海士	甲種三等航海士
	機関長	甲種機関長
	一等機関士	乙種一等機関士
	二等機関士	乙種二等機関士
	三等機関士	乙種三等機関士
	船長	乙種船長
	二等機関士	乙種二等機関士
総トン数三千ト ン未満のもの	船長	甲種船長
	一等航海士	乙種一等航海士
	二等航海士	乙種二等航海士
	三等航海士	乙種三等航海士
	機関長	乙種機関長
	一等機関士	乙種一等機関士
	二等機関士	乙種二等機関士
	三等機関士	乙種三等機関士
	船長	乙種船長
	二等機関士	乙種二等機関士
総トン数二千ト ン未満のもの	船長	乙種船長
	一等航海士	乙種一等航海士
	二等航海士	乙種二等航海士
	三等航海士	乙種三等航海士
	機関長	乙種機関長
	一等機関士	乙種一等機関士
	二等機関士	乙種二等機関士
	三等機関士	乙種三等機関士
	船長	乙種船長
	二等機関士	乙種二等機関士
総トン数五千ト ン以上のもの	船長	丙種機関長
	一等航海士	乙種一等航海士
	二等航海士	乙種二等航海士
	三等航海士	乙種三等航海士
	機関長	乙種機関長
	一等機関士	乙種一等機関士
	二等機関士	乙種二等機関士
	三等機関士	乙種三等機関士
	船長	乙種船長
	二等機関士	乙種二等機関士

近海区域第二区、近海区域第三区
又は遠洋区域を航行区域とする船舶

総トン数一万ト ン以上のもの	機関長	甲種機関長
	一等機関士	甲種一等機関士
	二等機関士	乙種一等機関士
	三等機関士	乙種二等機関士
	船長	甲種船長
	一等航海士	甲種一等航海士
	二等航海士	甲種二等航海士
	三等航海士	甲種三等航海士
	機関長	甲種機関長
	一等機関士	甲種一等機関士
総トン数三千ト ン未満のもの	機関長	甲種機関長
	一等機関士	甲種一等機関士
	二等機関士	甲種二等機関士
	三等機関士	甲種三等機関士
	船長	甲種船長
	一等航海士	甲種一等航海士
	二等航海士	甲種二等航海士
	三等航海士	甲種三等航海士
	機関長	甲種機関長
	一等機関士	甲種一等機関士
総トン数一万ト ン未満のもの	機関長	甲種機関長
	一等機関士	甲種一等機関士
	二等機関士	甲種二等機関士
	三等機関士	甲種三等機関士
	船長	甲種船長
	一等航海士	甲種一等航海士
	二等航海士	甲種二等航海士
	三等航海士	甲種三等航海士
	機関長	甲種機関長
	一等機関士	甲種一等機関士

別表第四
漁船の場合

船	船		船		船		船		船	
	船員	資格	船員	資格	船員	資格	船員	資格	船員	資格
総トン数二十トン未満の漁船（四十馬力以上の推進機関を有しないものに限る。）	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士
総トン数二十トン未満の漁船（四十馬力以上の推進機関を有するものに限る。）	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士	船長	小型船舶操縦士
第一種の従業制限を有する漁船又は総トン数五十トン未満の運搬漁船	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士
	総トン数五百トン未満のもの	船長	丙種航海士	丙種船長	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士	船長	丙種航海士

第二種又は第三種の従業制限を有する漁船（総トン数五十トン未満の運搬漁船を除く。）で乙区域内において従業するもの

総トン数千五百トン未満のもの	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
総トン数三千トン未満のもの	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士
	船長	乙種航海士	乙種船長	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士	船長	乙種航海士

第二種又は第三種の従業制限を有する漁船（総トン数五十トン未満の運搬漁船を除く。）で甲区域内において従業するもの

総トン数二百トン未満のもの			総トン数二百トン未満のもの			総トン数五百トン未満のもの			総トン数千五百トン未満のもの			総トン数三千トン未満のもの		
船長	一等航海士	機関長	一等機関士	船長	一等航海士	機関長	一等機関士	船長	一等航海士	二等航海士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士
甲種二等航海士	乙種二等航海士	甲種二等機関士	乙種二等機関士	甲種二等航海士	乙種二等航海士	甲種二等機関士	乙種二等機関士	甲種二等航海士	乙種二等航海士	甲種二等機関士	乙種二等機関士	甲種二等機関士	乙種二等機関士	甲種二等機関士

備考
乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

別表第五
旅客船の場合

船	総トン数千六百トン未満のもの		総トン数千六百トン以上、総トン数三千トン未満のもの		総トン数三千トン以上のもの	
	船舶職員	資格	船舶職員	資格	船舶職員	資格
船	一等船舶通信士	乙種船舶通信士	一等船舶通信士	乙種船舶通信士	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
船	二等船舶通信士	丙種船舶通信士	二等船舶通信士	丙種船舶通信士	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
船	三等船舶通信士	甲種船舶通信士	三等船舶通信士	甲種船舶通信士	三等船舶通信士	丙種船舶通信士
船	船長	甲種船長	船長	甲種船長	船長	甲種船長
船	一等航海士	甲種一等航海士	一等航海士	甲種一等航海士	一等航海士	甲種一等航海士
船	二等航海士	甲種二等航海士	二等航海士	甲種二等航海士	二等航海士	甲種二等航海士
船	三等航海士	甲種三等航海士	三等航海士	甲種三等航海士	三等航海士	甲種三等航海士
船	機関長	甲種機関長	機関長	甲種機関長	機関長	甲種機関長
船	一等機関士	甲種一等機関士	一等機関士	甲種一等機関士	一等機関士	甲種一等機関士
船	二等機関士	甲種二等機関士	二等機関士	甲種二等機関士	二等機関士	甲種二等機関士
船	三等機関士	甲種三等機関士	三等機関士	甲種三等機関士	三等機関士	甲種三等機関士

近海区域第一区を航行区域とする
旅客船

総トン数五百ト ン未満のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数三千ト ン未満のもの	二等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数三千ト ン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数五百ト ン未満のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数三千ト ン未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数三千ト ン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数一万ト ン未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数一万ト ン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数一万ト ン以上のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数一万ト ン以上のもの	三等船舶通信士	乙種船舶通信士

近海区域第二区、近海区域第三区
又は遠洋区域を航行区域とする旅
客船

別表第六
旅客船及び漁船以外の船舶の場合

船	船舶職員	資格
総トン数千六百 トン未満のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	三等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数千六百 トン未満のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	三等船舶通信士	丙種船舶通信士

平水区域又は沿海区域を航行区域
とする船舶であつて旅客船以外の
もの

近海区域第一区を航行区域とする
船舶であつて旅客船以外のもの

別表第七

漁船の場合

総トン数五千五 百トン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	三等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数千六百 トン未満のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数五千五 百トン未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数一万ト ン未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数一万ト ン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数一万ト ン以上のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数一万ト ン以上のもの	三等船舶通信士	乙種船舶通信士

近海区域第二区、近海区域第三区
又は遠洋区域を航行区域とする船
船であつて旅客船以外のもの

第一種の従業制限を有する漁船

第二種又は第三種の従業制限を有
する漁船で乙区域内において従業
するもの

船	船舶職員	資格
総トン数五百ト ン未満のもの	一等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数五百ト ン以上のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五百ト ン以上のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数千六百 トン未満のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン未満のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	三等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数千六百 トン未満のもの	一等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
総トン数五千五 百トン以上のもの	三等船舶通信士	丙種船舶通信士

第二種又は第三種の従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するもの

総トン数五千五百未満のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数一万ト未満のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
	三等船舶通信士	乙種船舶通信士

備考
乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

総トン数二万ト以上のもの	一等船舶通信士	甲種船舶通信士
	二等船舶通信士	甲種船舶通信士
	三等船舶通信士	乙種船舶通信士

○前田委員長 これより質疑に入りま
す。質疑の通告がありますからこれを
許します。鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 この法律案につきま
しては、第一條の目的にうたつてお
りますように、船舶に乗り込むべき者の
資格を定めまして、もつて船舶の航行
の安全をはかるということでありま
すので、これは漁業の面から見まし
ても、漁船の安全航行と漁業の将来の発
展のために、きわめて適切なる法案で
あるという観点から、この法案に対し
ましては水産委員会といたしましても
全面的な賛意を表するものでありま
す。ただ実施上二、三の点につきま
して、当局に対しお尋ねをいたしたい
と思つております。

まずその第一点は、この法律の実施
にあたりまして、従来総トン数二十ト
ン以上の漁船に適用されておりました
ものが、今回の改正によりまして総ト
ン数五トン以上の船まで、これが適用
されるといふことになつて参つたわけ
であります。そういうぐあいに適用
の範囲が拡大されましたことにより
まして、新規にどれだけの乗組員が資格
を持たなければならぬか。資格者が
どれだけ増加するかという点、及び適
用の範囲が拡大されたことと資格の
上昇によりまして、どれだけの人員が

資格者としてふえて来るかという点に
つきまして、まずお尋ねをいたしたい
と思つております。

○松平政府委員 ただいまの御質問で
ございますが、今度新たに適用を拡張
いたしました範囲は、総トン数五トン
以上二十トン未満の帆船、漁船、それ
から同じく平水区域を航行する帆船、
このうち二つになつてお尋ねをいた
したいと思つております。

○鈴木(善)委員 ただいまの御説明に
よりまして、漁船関係において二万
人以上の資格者がふえる。さらに機関
士その他通信士等を入れますならば、
おそらく三万人以上になるかと思つ
ております。そこでこの三万人以上現
に資格を有しない者が、これから資格
を得なければならぬ、こういうこと
に相なるわけでありまして、こういう
お尋ねをいたしたいと思つてござい
ます。私の方ではもちろんこの講習を
他に関連いたしまして、今後とも密接
に各省と連絡をとりまして、この法律
の施行に遺憾ないようにつけてお尋
ねをいたしたいと思つてございませ
ん。

ありますが、そのような現況に置かれて
おるわけでありまして、今後これらの
者に資格を與えますためには、国とし
て講習その他適切な指導養成が行わ
れねばならぬと思つておりますが、
この法律の立案にあたりまして、当然
これらの養成事業について当局として
御計画があると思つておりますので、その点
をお尋ねしたいと思つております。

○松平政府委員 ただいまの御質問で
ございまして、当然そういうことが考
えられるわけでありまして、今度の
法律の立案にあたりましては、関係庁
とは非常に密接な連絡を保つて立案
いたしました次第でございます。それで私
の方としては、新しい適用をいたし
ます面、あるいはまた新しい免状を設
けた点、その他いろいろ資格を變更
しておりますので、もちろんこういう
わつた点を十分周知させるといふこと
に努力する一方、ただいま申し上げ
ました通り、関係各省と十分な連絡を
保つておりますので、ただいまの養成
問題の点は、各関係省において十分
考をいたしておる次第でございます
。

○鈴木(善)委員 松平部長の御答弁に
よりまして、この法律の実施につ
いては、前記のとおり、水産庁と
関係官庁において十分その準備を
すべきだ。なお立案当局としての運輸
省においては、三年間の経過期間を
定めておられる。その間において関係
省が十分その間に於いて関係官庁が
十分に對処する準備を進めたらどう
かというふうなぐあいに承つたわけ
であります。まことにその通りと思
つております。現在の漁船船員の養成
の実態を見ておられますと、一箇年に
約二千人の養成をいたしておられます
。昭和二十四年、二十五年におきま
して、その養成に關する国の予算額
は百二十六万四千円程度という少額
でありまして、二千人程度の養成しか
できない。ところが先ほどの御説明に
よりまして、新たに資格を要する者、
あるいは資格が上昇したために資格
を取直さなければいけない者が増え
ますと、約三万人ある。そういうこと
になりますと、三年間の経過期間で
、昭和二十九年にこれ
が円満に実施されまされたためには、今後

○鈴木(善)委員 松平部長の御答弁に
よりまして、この法律の実施につ
いては、前記のとおり、水産庁と
関係官庁において十分その準備を
すべきだ。なお立案当局としての運輸
省においては、三年間の経過期間を
定めておられる。その間において関係
省が十分その間に於いて関係官庁が
十分に對処する準備を進めたらどう
かというふうなぐあいに承つたわけ
であります。まことにその通りと思
つております。現在の漁船船員の養成
の実態を見ておられますと、一箇年に
約二千人の養成をいたしておられます
。昭和二十四年、二十五年におきま
して、その養成に關する国の予算額
は百二十六万四千円程度という少額
でありまして、二千人程度の養成しか
できない。ところが先ほどの御説明に
よりまして、新たに資格を要する者、
あるいは資格が上昇したために資格
を取直さなければいけない者が増え
ますと、約三万人ある。そういうこと
になりますと、三年間の経過期間で
、昭和二十九年にこれ
が円満に実施されまされたためには、今後

○松平政府委員 ただいまの御説明に
よりまして、この法律の実施につ
いては、前記のとおり、水産庁と
関係官庁において十分その準備を
すべきだ。なお立案当局としての運輸
省においては、三年間の経過期間を
定めておられる。その間において関係
省が十分その間に於いて関係官庁が
十分に對処する準備を進めたらどう
かというふうなぐあいに承つたわけ
であります。まことにその通りと思
つております。現在の漁船船員の養成
の実態を見ておられますと、一箇年に
約二千人の養成をいたしておられます
。昭和二十四年、二十五年におきま
して、その養成に關する国の予算額
は百二十六万四千円程度という少額
でありまして、二千人程度の養成しか
できない。ところが先ほどの御説明に
よりまして、新たに資格を要する者、
あるいは資格が上昇したために資格
を取直さなければいけない者が増え
ますと、約三万人ある。そういうこと
になりますと、三年間の経過期間で
、昭和二十九年にこれ
が円満に実施されまされたためには、今後

○松平政府委員 ただいまの御説明に
よりまして、この法律の実施につ
いては、前記のとおり、水産庁と
関係官庁において十分その準備を
すべきだ。なお立案当局としての運輸
省においては、三年間の経過期間を
定めておられる。その間において関係
省が十分その間に於いて関係官庁が
十分に對処する準備を進めたらどう
かというふうなぐあいに承つたわけ
であります。まことにその通りと思
つております。現在の漁船船員の養成
の実態を見ておられますと、一箇年に
約二千人の養成をいたしておられます
。昭和二十四年、二十五年におきま
して、その養成に關する国の予算額
は百二十六万四千円程度という少額
でありまして、二千人程度の養成しか
できない。ところが先ほどの御説明に
よりまして、新たに資格を要する者、
あるいは資格が上昇したために資格
を取直さなければいけない者が増え
ますと、約三万人ある。そういうこと
になりますと、三年間の経過期間で
、昭和二十九年にこれ
が円満に実施されまされたためには、今後

一箇年間に一人ずつ講習会等によつ
て養成をしなければならぬ、こうい
うことに相なると思つております。
そういういたしますと、予算面におきま
しても現在の五倍程度、約六百万円程
度の年額の養成事業費が予算に確保さ
れなければ、この法律は死文に帰する
、實際上実施できない、こういう結果
に相なると思つておりますが、もし予
算等が確保されず、この三万人新規
の資格者が養成できないということに
相なりまして、この法律の運用
についていかうにお尋ねをいたしま
すか。その点をお尋ねしたいと思つ
ております。

○松平政府委員 ただいまの御説明に
よりまして、この法律の実施につ
いては、前記のとおり、水産庁と
関係官庁において十分その準備を
すべきだ。なお立案当局としての運輸
省においては、三年間の経過期間を
定めておられる。その間において関係
省が十分その間に於いて関係官庁が
十分に對処する準備を進めたらどう
かというふうなぐあいに承つたわけ
であります。まことにその通りと思
つております。現在の漁船船員の養成
の実態を見ておられますと、一箇年に
約二千人の養成をいたしておられます
。昭和二十四年、二十五年におきま
して、その養成に關する国の予算額
は百二十六万四千円程度という少額
でありまして、二千人程度の養成しか
できない。ところが先ほどの御説明に
よりまして、新たに資格を要する者、
あるいは資格が上昇したために資格
を取直さなければいけない者が増え
ますと、約三万人ある。そういうこと
になりますと、三年間の経過期間で
、昭和二十九年にこれ
が円満に実施されまされたためには、今後

○松平政府委員 ただいまの御説明に
よりまして、この法律の実施につ
いては、前記のとおり、水産庁と
関係官庁において十分その準備を
すべきだ。なお立案当局としての運輸
省においては、三年間の経過期間を
定めておられる。その間において関係
省が十分その間に於いて関係官庁が
十分に對処する準備を進めたらどう
かというふうなぐあいに承つたわけ
であります。まことにその通りと思
つております。現在の漁船船員の養成
の実態を見ておられますと、一箇年に
約二千人の養成をいたしておられます
。昭和二十四年、二十五年におきま
して、その養成に關する国の予算額
は百二十六万四千円程度という少額
でありまして、二千人程度の養成しか
できない。ところが先ほどの御説明に
よりまして、新たに資格を要する者、
あるいは資格が上昇したために資格
を取直さなければいけない者が増え
ますと、約三万人ある。そういうこと
になりますと、三年間の経過期間で
、昭和二十九年にこれ
が円満に実施されまされたためには、今後

いわゆる試験という事で、非常に受ける感じがやかましく聞えるわけでございますが、大体私どもの方でこういう画期的な施行をいたしますので、この試験を通じまして、むしろ指導啓蒙をやつて行くような方向の試験でまかなつて行きたい、こう考えております。

○鈴木(善)委員 水産庁の山本次長がお見えになつておりますから、この面につきまして水産庁からはつきりした御答弁をいただいております。先ほど申し上げました通り、昭和二十四年、二十五年度の経過から見まして、政府は一年に年額百二十六万円程度のわずかな予算しか組んでいない。その養成人員は二千人を満たない。こういう状態で、たゞ三箇年間の経過期間があると云いまして、新規に三万人の有資格者を養成しなければならぬという事では、どうもこの法律の実施期間までにそれだけの養成はできないという事に相なると思つております。そこで水産庁は、一箇年に一万人以上を養成するに足るだけの養成事業費を、大蔵省との間にお話しがついておるかどうか、そういう点を固めた上で、この法案を政府が御提案になつたものであるかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○山本(豊)政府委員 この法案の審議の途中におきまして、いろいろとこの漁船の乗組員養成の費用が、従来も非常に少かつたわけでありまして、大蔵省には時々いろいろ話し合ひいたしましたのであります。しかしこの法案の降の予算の点には確たる確約を得たわけ

ではないのであります。しかしながら現在漁船のこの法律の改正がこういう経過で進みつつある、従つて二十六年以降、特に追加予算等におきましては、ぜひ考へてもらわなければ困るという事を、大蔵省の方にも時々通じてあるわけでありまして、われわれも通じてあるわけでありまして、過いたしまして、臨時国会等におきましてぜひこの必要な予算を要求したい、またある程度の大蔵省の、これは係の話でありますけれども、その事情は十分大蔵省もわかつておられると思つております。ただ具体的問題といたしましては、今鈴木委員の言われました点は、要するに金がかつても事務的に年間一万人の養成ができるかどうかという点もあるかと思つております。これは特に漁船につきましても、一般の場合と違ひまして、かりに養成をいたしました場合に、かましても、常時自分の仕事に沖に出る手合いでありますので、よほどその時期なり、あるいは方法なりというものにつきましても、十分考へてやらなければならぬと思つております。従いまして、また保安庁方面に対しましては、この試験制度の実施にあたりましては、その運用の面で決して特別扱いしろというわけではないのであります。十分分実情を御認識いただいて、水産庁と連繫のもとに実施していただきたいというふうにお話しをしようと思つておられるわけでありまして、そういう点で三万円程度の事業をやつて、今日までのところ確たる結論は得ていないのであります。これらの状況につきましては、常々大蔵省とはよく折衝はしておるわけ

でございます。従いまして事務的には、次回の臨時国会にぜひ二十六年度の追加を要求いたしまして実施に移して行きたい、こういうふうに考へておられるわけでありまして。

○鈴木(善)委員 ただいまの御答弁によりまして、この法案の立案の過程において、大蔵省ともいろいろお話し合ひはなされたやに推察されるのであります。またこの養成事業についての補正予算等の編成の際に、確実に出してもらえるという確たるお話しがいつてもない。つまりこの法案の具体的な実施にいつても、養成の面について裏打ちがなされてないというように承つたのであります。これはこの法案が成立いたします前提でございます。その期間中において、当局は十分予算措置についての確たる見通しをつけていただくように、当局に要望いたすものであります。なおこの点につきましても、本法案の審査の主管委員会でありまして運輸委員長に対しまして、水産委員会を代表いたしまして格段の御配慮をお願いする次第であります。

次に先ほど来松平部長、山本次長からお話が出ておりましたが、これら船員の資格試験の問題であります。今日まで海上保安庁でおやりになつております経過を見ておきますと、いろいろ漁業の実情、漁業者が置かれております経済諸条件から見まして、十分漁業者側の希望するように必ずしも行つていないように私も承知いたしておりますのであります。申すまでもなく漁業者は現在魚は少なくなつて、資材は非常に高くなつて、魚価は低落をたどつておられて、現状は非常に危

その経済は非常に危機に瀕しております。漁業経済はまさに崩壊の一步手前にあるというやうな苦しい経済状態に置かれておられるわけでありまして、これらの海員免状等を得ますために、何をおいてもその試験を当局が指定した期日に受けることを必要とする考へておられるのであります。生活に追われておられる関係から、漁期におきまして、その必要を認めながら、とうていその試験に参加することができないという実情にございまして、そこで当局が漁船関係者の資格試験をおやりいただきます場合には、漁期を選んていただきます。各漁業におきましてそれ、漁期の閑散の時期がございまして、それら地域的に十分水産庁ともお打合せいたしまして、漁業者の試験が受けやすい時期をお選びいただくことが必要かと思つてございまして、それだけの親心をぜひお願ひしたいと思つておるのであります。

それからもう一点は、漁業者は基礎的学問の素養が非常に欠けております。しかし幼少のころから漁船に乗り組みまして働いておられるから、その実力におきましては、一般船舶の職員とも何ら懸隔がない、相当優秀な実力を持つた者があると思つております。それを学術的な、学問的な試験というふうな面からだけ検査を進めますと、実力を有しながらどうしても試験に受からぬという者ができて来ることになるわけでありまして、そこで漁業者に対しましては、学問的な基礎知識ももとよりでありまして、海上におきまして、漁業者の實力——海上におきまして、それら地域的に十分水産庁ともお打合せいたしまして、漁業者の試験が受けやすい時期をお選びいただくことが必要かと思つてございまして、それだけの親心をぜひお願ひしたいと思つておるのであります。

従来もこういう面の仕事で、回数においても一番多うございました。将来も数の上から言つて、また地方に非常に分散をされておる点から申しまして、当然のこと考へておられます。それから試験の内容にわたる問題であります。従来試験の内容がどうであるかというこまかい議論は抜きましても、今回の改正を機会に、やはりこの試験の内容という点に一応触れることに相なるのでございまして、特にこの小型船を中心とした試験におきましては、数学とか何とかがいろいろの学術試験というものでなく、いわゆる技能試験、こういう方面に重点を置いて行きたいと思つておられます。実際問題としまして、それで十分目的は達せられるというふうに考へておられます。

○鈴木(善)委員 ただいまの松平部長の御答弁で、当局のお考えもわかつたわけでありまして、漁業者諸君も非常に安心することと思つております。ただ従来は海上保安庁関係の試験官の

まして、真に船の航行の安全が期せられる腕前を持つておられることを認定していただき、学術偏重に陥らぬに免状等を交付していただくのが適当であらうと思つておられます。この面につきまして海上保安庁当局は、いかに考へておられますか、お尋ねをしたいと思います。

○松平政府委員 ただいまの御質問のうち試験の時期の問題であります。これは御説の通りでありまして、私の方ではもつぱらその線に沿つて運営をして行くつもりでございます。

〔委員長退席、大澤委員長代理着席〕

従来もこういう面の仕事で、回数においても一番多うございました。将来も数の上から言つて、また地方に非常に分散をされておる点から申しまして、当然のこと考へておられます。それから試験の内容にわたる問題であります。従来試験の内容がどうであるかというこまかい議論は抜きましても、今回の改正を機会に、やはりこの試験の内容という点に一応触れることに相なるのでございまして、特にこの小型船を中心とした試験におきましては、数学とか何とかがいろいろの学術試験というものでなく、いわゆる技能試験、こういう方面に重点を置いて行きたいと思つておられます。実際問題としまして、それで十分目的は達せられるというふうに考へておられます。

○鈴木(善)委員 ただいまの松平部長の御答弁で、当局のお考えもわかつたわけでありまして、漁業者諸君も非常に安心することと思つております。ただ従来は海上保安庁関係の試験官の

○鈴木(善)委員 ただいまの松平部長の御答弁で、当局のお考えもわかつたわけでありまして、漁業者諸君も非常に安心することと思つております。ただ従来は海上保安庁関係の試験官の

○鈴木(善)委員 ただいまの松平部長の御答弁で、当局のお考えもわかつたわけでありまして、漁業者諸君も非常に安心することと思つております。ただ従来は海上保安庁関係の試験官の

○鈴木(善)委員 ただいまの松平部長の御答弁で、当局のお考えもわかつたわけでありまして、漁業者諸君も非常に安心することと思つております。ただ従来は海上保安庁関係の試験官の

旅費が足りないとか、予算がないとかいうような関係から、どうしても漁業者の望む漁期等に試験期日を定め、そうして各地方に御出張願つて、便宜をはかつていただける機会が実はなかつたのであります。予算の関係もありましたが、当局として派遣人員も制限される関係からか、どうしてもそのような漁業者本位の試験期日の御決定ということが、事実上行われていなかつた。そこでせつかく農林省関係において講習を行い、勉強をした者であつても、試験期日が漁期に当らないために、講習を受けたが試験は受け得なかつたというような者もございまして、しばしば漁村の方からそういう要望が聞かされておるわけでありませう。どうかただいまの松平部長のお話のように、今後予算等につきましても十分な御措置をいただきまして、できるだけ各地方の漁業者が望むところの漁期期において試験が実施されますよう、特にお願いをしたいと思います。

さらにもこの際お尋ねをしたいのは、ただいま私が申しましたように一般船員と漁船船員との間には、試験にあつての特別な配慮も必要かと思つてあります。これらの検査の適正をはかりますために、海上保安庁と水産庁との間に試験に関する委員会のような特別な機関を設けて、漁船船員の資格試験についての適切な御方針をお立てになる御意思があるかどうか、この点をお尋ねいたします。

○松平政府委員 ただいまは試験の内容をきめる上について、試験審議会の御質問でありましたが、私の方は特別

そういう試験のための審議会といひますよりは、幸い保安審議会というものが私どもの方にございまして、重要事項の審議をいたすことになつておりますので、これへそういう試験の基準とかいふようなものは諮るつもりでおります。水産庁次長は審議会の委員でございまして、御懸念の点はまずこれで十分解決がつくと思つております。

○鈴木(善)委員 以上をもちまして大体水産委員会としての質問を終るわけでありませんが、冒頭に申し上げましたように、本改正法律案は、船舶の安全航行をはかることにその目的がございまして、この法律が円満に実施されますれば、漁業上からも非常な進歩であります。そういう意味で先ほど来私がお尋ねいたしました点、御希望申し上げました点、実施上のこれらの問題につきましましては、万遺憾なき御準備を当局において進められんことを重ねてお願いいたしましたして、私の質疑を終ります。

○大澤委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。——御質疑がなければ、これにて連合審査会を散会いたします。

午後二時九分散会

昭和二十六年四月六日印刷

昭和二十六年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局